

介護老人保健施設
介護医療院
(介護予防) 短期入所療養介護

} 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 草野敏行（公印省略）

令和7年8月1日からの室料相当額控除に係る体制等に関する届出について（通知）

県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定に伴い、令和7年8月1日から一定の条件を満たす多床室の介護老人保健施設、多床室のⅡ型・Ⅱ型特別介護医療院、それらの施設に附随する（介護予防）短期入所療養介護事業所について、室料相当額控除が適用されます。

つきましては、下記のとおり届出が必要となりますので、御対応お願い申し上げます。

なお、標記に係る以下の体制届は、提出期限を令和7年8月1日（金）とします。

記

1. 体制届の提出が必要となるサービス

以下のサービスは、室料相当額控除の適用の有無を問わず、届出が必要です。ただし、ユニット型は除きます。

- ・介護老人保健施設
- ・Ⅱ型介護医療院
- ・介護老人保健施設における（介護予防）短期入所療養介護
- ・Ⅱ型介護医療院における（介護予防）短期入所療養介護

2. 室料相当額控除の適用対象となる者

下記（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること（要件確認のためのチェック表を裏面記載の県のホームページ上に掲載）。

（１）以下のいずれかに該当している施設に入所している者であること

- ・「その他型」及び「療養型」（※）の介護老人保健施設の多床室

※令和7年8月から令和9年7月までの間は、令和6年度において、「その他型」又は「療養型」として算定した月が7か月以上であること。

※令和9年8月以降は、算定日が属する市町村介護保険事業計画の計画期間の前の

計画期間（算定日が計画期間の開始後4月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間）の最終年度において、「その他型」又は「療養型」として算定した月が7か月以上であること。

- ・「Ⅱ型」の介護医療院の多床室

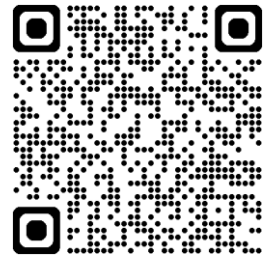
(2) 入所している療養室における床面積が8㎡/人以上であること（居室ごとに計算）。

3. 提出様式

県HPよりダウンロードしてください。

ページ番号：19916

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/taisei-ichiran.html#yousiki>



- ・別紙2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞
- ・別紙1－1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）
- ・別紙1－2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）
- ・埼玉県参考様式14－1 介護保険施設等に係る室料相当額控除チェック表

4. 提出先

原則として「電子申請・届出システム」で届出を行ってください。届出に関する問い合わせ窓口や、システム障害等のやむを得ない事情によりメールや郵送で書類を提出する場合の届出先は、事業所の所在地によって異なります。

書類の提出・問合せ窓口は先に掲載した県HPをご参照ください。

なお、提出期限は令和7年8月1日（金）です。

5. 届出がない場合の取扱いについて

期限までに届出がない場合、国保連合会における審査等においてエラーが生じるおそれがありますので、ご注意ください。

担当：施設・事業者指導担当

電話：048－830－3247

Mail：a3240-07@pref.saitama.lg.jp